

高松大学学則

平成8年4月1日制定

第1章 目的及び自己評価等

(目的)

- 第1条** 高松大学(以下「本学」という。)は、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術とその応用を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を持つ有為の人材を育成し、もって人類社会の発展と学術、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するための学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針については、別に定める。

(自己評価等)

- 第2条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況とその成果について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制並びに方法については、別に定める。

第2章 組織

(学部)

- 第3条** 本学に、次の学部を置く。

経営学部

発達科学部

- 2 前項の学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	2年次 編入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経営学部	経営学科	95名	2名	2名	390名
発達科学部	子ども発達学科	80名	2名	2名	330名

(学部及び学科の目的)

- 第3条の2** 学部及び学科の目的は、次のとおりとする。
- 一 経営学部経営学科は、豊かな人間性の涵養に努めるとともに、経営、経営情報及び会計の各分野における高度の学理と技能を備え、それを企業経営活動に応用して地域の活性化や社会の要請に応えることのできる有能な人材を育成することを教育研究上の目的とする。
- 二 発達科学部子ども発達学科は、乳幼児期から学童期における子どもの成長・発達を究明し、個々の子どもに応じた支援をするために、保育・教育の場における、専門的知識と技能に裏付けられた実践的能力を有する人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(留学生別科)

- 第3条の3** 本学に、留学生別科を置き、学生収容定員は15名とする。

- 2 留学生別科については、別に定める。

(大学院)

- 第3条の4** 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院については、高松大学大学院学則の定めるところによる。

(附属図書館)

- 第4条** 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属研究施設)

第5条 本学に、次の附属研究施設を置く。

高松大学 情報処理教育センター

高松大学 地域連携センター

高松大学 地域経済情報研究所

高松大学 子ども研究所

2 研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第7条 本学に、次の職員を置く。

一 学長、副学長、学部長

二 教授、准教授、講師、助教、助手

三 事務職員、技術職員及びその他の職員

(学長)

第7条の2 学長は、本学の校務全般をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第7条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第7条の4 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。

第3章 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学部長及び教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず教授会が必要と認めた場合は、准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第9条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 前二項に掲げる事項において、最終決定権は学長が有する。

第10条 教授会に関しその他必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第12条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は学期ごとの授業の開始日及び終了日について、変更することができる。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

三 本学園の創立記念日 3月3日

四 春季休業日 3月16日から3月31日まで

五 夏季休業日 8月1日から9月20日まで

六 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、必要に応じ臨時に休業日を定めることができる。

第5章 修業年限及び在学年数

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(修業年限の通算)

第14条の2 本学において一定の単位を修得した科目等履修生が入学したときは、文部科学大臣の定めるところにより、相当期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第15条 学生は、修業年限の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

第6章 入 学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて出願しなければならない。出願の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者に対する選考方法は、別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の誓約書その他の必要書類を提出するとともに、所定の入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- 三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校・専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- 四 学校教育法（昭和22年法律第26号）第132条の規定に定める専修学校の専門課程を修了した者
- 五 大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 六 外国において学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者

(転入学)

第22条 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第23条 本学を退学し、若しくは除籍された者又は卒業した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

第7章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第24条 本学で開設する授業科目は、全学共通科目、専門科目及び教職に関する科目とする。

2 各授業科目及び単位数は、別表Iのとおりとする。

(授業の方法)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修)

第24条の3 履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状・保育士資格)

第24条の4 本学において取得できる教育職員免許状の種類及び保育士資格は、次のとおりである。

経営学部 経営学科

高等学校教諭一種免許状 商業

高等学校教諭一種免許状 情報

発達科学部 子ども発達学科

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状

保育士資格

- 2 前項の教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教育科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第三号の規定による修業科目及び単位を修得しなければならない。なお、保育士の資格の取得に必要な事項は、別に定める。

(他学部、他学科の授業科目の履修)

第24条の5 学生は許可を得て、他の学部、学科の授業科目を履修することができる。

(単位の計算方法)

第25条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を認めることができる。

(単位の授与)

第26条 本学は、一の授業科目を履修した者に対して試験等の上、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第38条第一号の規定により除籍された者については、学納金未納期間に係る単位は認定しない。

(多様なメディアを高度に利用して行う授業による修得単位)

第26条の2 第24条の2第2項及び第3項の授業の方法により修得した単位数は60単位を超えないものとする。

- 2 第27条から第29条までの規定により修得した単位数のうち、第24条の2第2項及び第3項の授業の方法により修得した単位数は、前項に定める単位数に算入するものとする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めた場合は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(編入学者及び転入学者の既修得単位の認定)

第30条 編入学者及び転入学者の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第31条 授業科目の試験等の評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。

2 前項に定める評価の基準は、別に定める。

第8章 休学、復学、転学部、転学科、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第32条 疾病その他特別の理由により、2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他特別の理由により、修学することが適当でない者又は修学することができない者と認められる者については、学長は休学を命じることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第15条及び第39条の在学期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間満了の場合又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学部、転学科)

第34条 本学の学生で他の学部、学科を志願する者があるときは、これを許可することがある。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第35条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。
2 前項の許可を得て留学した期間は、第39条に定める在学期間に含めることができる。

(退 学)

第37条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
一 学納金の納入を怠り、期限を付して督促してもなお納入しない者
二 第15条に定める在学年限を超えた者
三 第32条第4項に定める休学期間を超えてもなお修学できない者
四 長期間にわたり行方不明の者

第9章 卒業及び学位授与

(卒 業)

第39条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得し、授業料等第48条に規定する学納金を完納した者は、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第40条 卒業者には、学士の学位を授与する。
2 前項の規定により授与する学士の学位は、次のとおりとする。
経営学部 経営学科 学士(経営学)
発達科学部 子ども発達学科 学士(発達科学)
3 学士の学位授与に関する規程は別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、長期履修学生、外国人留学生及び帰国生徒

(研究生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。
2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学学生以外の者が、本学所定の授業科目中、その1科目、又は複数科目について履修を志願する場合は、当該学科の授業に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。
2 科目等履修生には、第25条及び第31条の規定を準用して単位を与えることができる。
3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者がいるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。
2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第43条の2 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
2 長期履修学生の学納金は、別表Ⅲのとおりとする。
3 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(帰国生徒)

第45条 帰国生徒が本学において教育を受ける希望がある場合は、選考の上、帰国生徒として入学を許可することができる。

2 帰国生徒に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 検定料、入学金、授業料及び維持費等

(検定料)

第46条 検定料の額は、別表Ⅱに定める額とし、入学願書提出の際に納入するものとする。

2 既納の検定料は、返還しない。

(入学金)

第47条 入学金の額は、別表Ⅱに定める額とし、指定の期日までに納入するものとする。

2 指定の期日までに納入しない者は、入学を許可しない。

3 既納の入学金は、返還しない。

(学納金)

第48条 授業料、施設設備維持費及び教育充実費（以下「学納金」という。）の額は、別表Ⅲに定める額とし、次の2期に分けて年額の2分の1に相当する額を納入するものとする。

前期 4月1日から9月30日まで 納入期限 4月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで 納入期限 10月31日まで

2 既納の学納金は、返還しない。

(休学の場合の学納金)

第49条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学納金を月割計算により免除する。

2 月割計算による学納金の月額は、年額の12分の1に相当する金額とする。

(復学等の場合の学納金)

第50条 前期又は後期中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの学納金を復学又は入学した月に納入するものとする。

(学年の途中で卒業する場合の学納金)

第51条 学年の途中で卒業する見込の者は、卒業する見込の月までの学納金を納入するものとする。

(退学及び停学の場合の学納金)

第52条 前期又は後期中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の学納金は、徴収する。

2 停学期間中の学納金は、徴収する。

(授業料等の免除及び徴収猶予)

第53条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合は、入学金、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は学納金の徴収を猶予することがある。

2 入学金、授業料の免除及び学納金の徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(貸給費)

第54条 必要と認めた場合には、入学金及び学納金を貸与あるいは給与することがある。

(特別聴講学生の授業料等)

第55条 特別聴講学生の授業料等及びその取扱いは、別に定める。ただし、検定料及び入学金は、徴収しないものとする。

第12章 公開講座

(公開講座)

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に寄与し、もって地域社会の発展に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

第13章 賞 罰

(表 彰)

第57条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(罰 則)

第58条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、別の定めにより学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 第3条第1項に規定する編入学定員は、次のとおりとする。

学 科		平成12年度	平成13年度	平成14年度以降
産業経営学科	昼間主コース	20名	20名	15名
マネジメントシステム学科		0名	0名	15名

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
(高松大学経営学部の産業経営学科の存続に関する経過措置)
高松大学経営学部の産業経営学科は、改正後の学則にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、第3条第2項に規定する編入学定員については、平成16年度に編入学する者から適用するものとする。
(高松大学経営学部経営学科の夜間主コースの存続に関する経過措置)
高松大学経営学部経営学科の夜間主コースは、改正後の学則にかかわらず平成16年3月31日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。
(高松大学経営学部マネジメントシステム学科の存続に関する経過措置)
高松大学経営学部マネジメントシステム学科は、改正後の学則にかかわらず平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表 I

授 業 科 目 及 び 単 位 数 等

1 経営学部 経営学科

(1) 全学共通科目及び専門科目

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
全学共通科目	教養科目	人生と哲学	2	
		日本国憲法	2	
		心理学	2	
		人権教育	2	
		総合科目	2	
		芸術文化	2	
		うどん学	2	
		香川学	2	
		歴史	2	
		地理	2	
		くらしと経済	2	
		人間と環境	2	
		ボランティア	2	
		基礎科目	日本語表現基礎Ⅰ	
	日本語表現基礎Ⅱ			1
	数学基礎			2
	英語基礎Ⅰ			1
	英語基礎Ⅱ			1
	イ ン フ ォ ル メ ー シ ョ ン 科 目	数理データサイエンスと未来	2	
		情報基礎		2
	コ ミュ ニ ケー シ ョ ン 科 目	情報基礎演習		1
		情報応用演習		1
		数理データサイエンス基礎		2
		データ分析活用法		2
		コミュニケーション表現		2
		コミュニケーション演習Ⅰ		1
		コミュニケーション演習Ⅱ		1
		マスメディアと社会		2
		比較文化		2
		英語Ⅰ		1
		英語Ⅱ		1
		英語Ⅲ		1
		英語Ⅳ		1
		英語表現法Ⅰ		1
		英語表現法Ⅱ		1
		フランス語Ⅰ		1
		フランス語Ⅱ		1
		フランス語Ⅲ		1
		フランス語Ⅳ		1
		中国語Ⅰ		1
		中国語Ⅱ		1
		中国語Ⅲ		1
		中国語Ⅳ		1
		日本語Ⅰ		1
		日本語Ⅱ		1
		日本語Ⅲ		1
		日本語Ⅳ		1
健 康 と ス ポ ー ツ 科 目	健康とスポーツ		2	
	健康とスポーツ実習		1	

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
全学共通科目	経営学概論	2		
	商業概論	2		
	会計学原理		2	
	経営情報概論	2		
	情報デザイン論		2	
	ビジネス法概論		2	
	簿記演習Ⅰ	1		
	簿記演習Ⅱ		1	
	ビジネス実務概論		2	
	キャリア開発		2	
	キャリア開発演習Ⅰ		1	
	キャリア開発演習Ⅱ		1	
	企業調査入門		2	
	インターンシップⅠ		2	
	インターンシップⅡ		2	
	インターンシップⅢ		2	
	地域連携活動Ⅰ		1	
	地域連携活動Ⅱ		2	
	キャリアデザイン論		2	
	ビジネス実務演習Ⅰ		1	
	ビジネス実務演習Ⅱ		1	
	経営学原理		2	
	経済学概論		2	
	ファイナンス入門		2	
	ファイナンス論		2	
	プログラミング		2	
	マーケティングリサーチ		2	
	統計学概論		2	
	民法		2	
	商法		2	
	リスクマネジメント論		2	
	コミュニケーション論		2	
	商業業態論		2	
	商品開発論		2	
	販売技術論		2	
	販売管理論		2	
	消費者行動論		2	
	特別講義Ⅰ		2	
	特別講義Ⅱ		2	
	職業指導論		2	
	基礎ビジネス日本語Ⅰ		1	
	基礎ビジネス日本語Ⅱ		1	
	基礎ビジネス日本語Ⅲ		1	
	基礎ビジネス日本語Ⅳ		1	
	ビジネス外国語Ⅰ (日本語)		1	
	ビジネス外国語Ⅱ (日本語)		1	
	ビジネス外国語Ⅰ (英語)		1	
ビジネス外国語Ⅱ (英語)		1		
専 門 科 目	企業論		2	
	経営史		2	
	経営管理論		2	
	生産管理論		2	
	経営組織論		2	
	スモールビジネス論		2	
	起業家論		2	
	マーケティング論		2	
	中小企業家経営論		2	
	経営戦略論		2	
	労務管理論		2	
	国際経営論		2	
	営業論		2	
	財務管理論		2	
	ベンチャー経営論		2	
	BOPビジネス論		2	
	中小企業論		2	

区分	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
経営情報コース	プログラミング演習Ⅰ		1		
	プログラミング演習Ⅱ		1		
	情報ネットワーク論		2		
	企業情報システム		2		
	データベース論		2		
	情報産業概論		2		
	システム構成論		2		
	情報コンテンツ表現概論		2		
	情報システム論		2		
	経営システム工学		2		
	情報コンテンツ表現演習		1		
	コンピュータネットワーク論		2		
専門科目	会計コース	簿記論		2	
		財務会計論		2	
		原価計算論		2	
		経営分析論		2	
		管理会計論		2	
		監査論		2	
		会計学史		2	
		コストマネジメント論		2	
		税法		2	
		法人税法		2	
		簿記・会計学特殊講義Ⅰ		2	
		簿記・会計学特殊講義Ⅱ		2	
	簿記・会計学特殊講義Ⅲ		2		
	原価計算特殊講義Ⅰ		2		
	原価計算特殊講義Ⅱ		2		
	原価計算特殊講義Ⅲ		2		
	簿記論対策演習Ⅰ		1		
	簿記論対策演習Ⅱ		1		
	財務諸表論対策演習Ⅰ		1		
	財務諸表論対策演習Ⅱ		1		
スポーツ経営コース	スポーツ社会学		2		
	発育発達論		2		
	スポーツと栄養		2		
	スポーツ医学		2		
	スポーツ心理学		2		
	コーチング論		2		
	コーチング演習		1		
	トレーニング論		2		
	スポーツ経営学		2		
スポーツマネジメント論		2			
スポーツマーケティング論		2			
専門科目	基礎演習Ⅰ		1		
	基礎演習Ⅱ		1		
	演習Ⅰ		1		
	演習Ⅱ		1		
	演習Ⅲ		1		
	演習Ⅳ		1		
卒業論文		4			
卒業要件単位数 124 単位以上 (内訳) ・全学共通科目 『教養科目』『基礎科目』『数理データサイエンス科目』『コミュニケーション科目』『健康とスポーツ科目』から 32 単位以上 (うち、「香川学」2 単位、「数理データサイエンスと未来」2 単位、『コミュニケーション科目』の「英語Ⅰ～Ⅳ」「プラクティカル・イングリッシュⅠ～Ⅳ」「フランス語Ⅰ～Ⅳ」「中国語Ⅰ～Ⅳ」「日本語Ⅰ～Ⅳ」の1 外国語(母国語を除く)から4 単位以上) ・専門科目 必修科目を含め、74 単位以上 ・全学共通科目及び専門科目より自由に選択 18 単位以上					

(2) 教職に関する科目

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
教職に関する科目	教師論			2
	教育学原論			2
	教育心理学			2
	特別支援教育			2
	教育制度論			2
	教育課程論			2
	総合的な学習の時間の指導法			2
	情報科教育法Ⅰ			2
	情報科教育法Ⅱ			2
	商業科教育法Ⅰ			2
	商業科教育法Ⅱ			2
	特別活動論			2
	教育の方法及び技術			2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			1
	生徒・進路指導論			2
	教育相談			2
教育実習事前事後指導			1	
高等学校教育実習			2	
教職実践演習(高校)			2	
「教職に関する科目」は卒業要件単位数には含まれない。				

2 発達科学部 子ども発達学科

(1) 全学共通科目及び専門科目

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
全学共通科目	人生と哲学		2	
	日本国憲法		2	
	心理学		2	
	人権教育		2	
	総合科目		2	
	芸術文化		2	
	うどん学		2	
	香川学	2		
	歴史		2	
	地理		2	
	くらしと経済		2	
	人間と環境		2	
	ボランティア		2	
	基礎科目	日本語表現基礎Ⅰ		1
日本語表現基礎Ⅱ			1	
数学基礎			2	
英語基礎Ⅰ			1	
英語基礎Ⅱ			1	
数理データサイエンス科目	数理データサイエンスと未来	2		
	情報基礎		2	
	情報基礎演習		1	
	情報応用演習		1	
	数理データサイエンス基礎		2	
	データ分析活用法		2	
	コミュニケーション科目	コミュニケーション表現		2
コミュニケーション演習Ⅰ			1	
コミュニケーション演習Ⅱ			1	
マスメディアと社会			2	
比較文化			2	
英語Ⅰ			1	
英語Ⅱ			1	
英語Ⅲ			1	
英語Ⅳ			1	
英語表現法Ⅰ			1	
英語表現法Ⅱ			1	
フランス語Ⅰ			1	
フランス語Ⅱ			1	
フランス語Ⅲ			1	
フランス語Ⅳ			1	
中国語Ⅰ			1	
中国語Ⅱ			1	
中国語Ⅲ			1	
中国語Ⅳ			1	
日本語Ⅰ			1	
日本語Ⅱ		1		
日本語Ⅲ		1		
日本語Ⅳ		1		
健康とスポーツ科目	健康とスポーツ		2	
	健康とスポーツ実習		1	

区分	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
子育て支援に関する基礎科目	児童学研究法	1			
	教育学原論	2			
	教育制度論		2		
	教師論	2			
	カリキュラム論		2		
	教育課程論		2		
	保育原理Ⅰ		2		
	子ども家庭支援論		2		
	子育て支援に関する専門科目	発達心理学		2	
		子ども家庭支援の心理学		2	
教育心理学		2			
教育相談			2		
保育内容－人間関係Ⅰ			1		
保育内容－人間関係Ⅱ			1		
保育内容－環境Ⅰ			1		
保育内容－環境Ⅱ			1		
道徳教育論			2		
生徒・進路指導論			2		
子どもと人間関係		1			
子どもと環境		1			
子どもを育てる科目	乳児保育Ⅰ		2		
	乳児保育Ⅱ		1		
	子どもの食と栄養Ⅰ		1		
	子どもの食と栄養Ⅱ		1		
	子どもの保健		2		
	子どもの健康と安全		1		
	保育内容－健康Ⅰ		1		
	保育内容－健康Ⅱ		1		
	体育Ⅰ－Ⅰ		1		
	体育Ⅰ－Ⅱ		1		
体育Ⅱ－Ⅰ		1			
体育Ⅱ－Ⅱ		1			
野外活動実習Ⅰ		1			
野外活動実習Ⅱ		1			
保育内容－表現Ⅲ		1			
子どもと健康		1			

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	自由
子育て支援に関する専門科目	教育の方法及び技術		2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1	
	保育内容一言葉Ⅰ		1	
	保育内容一言葉Ⅱ		1	
	国語（書写を含む）		2	
	社会		2	
	算数		2	
	小学校英語		2	
	生活		2	
	理科		2	
	子ども文化		1	
	幼児理解		1	
	保育内容一表現Ⅰ		1	
	図画工作Ⅰ－Ⅰ		1	
	図画工作Ⅰ－Ⅱ		1	
	図画工作Ⅱ－Ⅰ		1	
	図画工作Ⅱ－Ⅱ		1	
	特別活動論		2	
	保育原理Ⅱ		2	
	家庭		2	
	保育内容一総合		1	
	総合的な学習の時間の指導法		2	
	造形表現Ⅰ		1	
	造形表現Ⅱ		1	
	子どもと言葉		1	
	社会的養護Ⅰ		2	
	社会的養護Ⅱ		1	
	特別支援教育総論		2	
	特別支援教育演習		1	
	知的障害児の心理		2	
	知的障害児の生理・病理		2	
	病弱児の心理・生理・病理		2	
	肢体不自由児の心理・生理・病理		2	
	障害児保育Ⅰ		1	
	障害児保育Ⅱ		1	
障害児の教育課程と指導法		2		
特別支援教育指導法研究		1		
知的障害児教育		2		
知的障害児教育演習		1		
病弱児教育		2		
病弱児教育演習		1		
肢体不自由児教育		2		
肢体不自由児教育演習		1		
視覚の発達と障害		2		
聴覚障害教育総論		1		
重複障害教育総論		1		
LD等教育総論		2		
子育て支援		2		
社会福祉		1		
子ども家庭福祉		2		
特別支援教育		2		
子どもの音楽教育に関する科目	音楽理論		2	
	器楽		1	
	声楽		1	
	合唱		1	
	合奏		1	
	音楽Ⅰ－Ⅰ		1	
	音楽Ⅰ－Ⅱ		1	
	音楽Ⅱ－Ⅰ		1	
	音楽Ⅱ－Ⅱ		1	
	音楽Ⅲ－Ⅰ		1	
	音楽Ⅲ－Ⅱ		1	
	保育内容一表現Ⅱ		1	
	子ども音楽療育概論		2	
	子ども音楽療育演習		1	
	子ども音楽療育実習		1	
	音楽表現Ⅰ		1	
	音楽表現Ⅱ		1	

区分	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
子育て支援に関する専門科目	教科指導に関する科目	国語指導法Ⅰ		1	
		国語指導法Ⅱ		1	
		社会科指導法Ⅰ		1	
		社会科指導法Ⅱ		1	
		算数指導法Ⅰ		1	
		算数指導法Ⅱ		1	
		理科指導法Ⅰ		1	
		理科指導法Ⅱ		1	
		生活科指導法Ⅰ		1	
		生活科指導法Ⅱ		1	
		家庭科指導法		2	
		体育指導法Ⅰ		1	
		体育指導法Ⅱ		1	
		音楽指導法Ⅰ		1	
		音楽指導法Ⅱ		1	
		図画工作指導法		2	
		外国語指導法Ⅰ		1	
		外国語指導法Ⅱ		1	
		保育・教職実践演習（保・幼）		2	
		教職実践演習（小）		2	
	教職教養演習Ⅰ		1		
	教職教養演習Ⅱ		1		
	教職教養演習Ⅲ		1		
	教職専門演習		1		
	特別演習Ⅰ		1		
	特別演習Ⅱ		1		
	特別演習Ⅲ		1		
	実習の科目	観察参加Ⅰ		1	
		観察参加Ⅱ		1	
		学生支援ボランティアⅠ		1	
		学生支援ボランティアⅡ		1	
		教育実習事前事後指導Ⅰ		1	
		教育実習事前事後指導Ⅱ		1	
		教育実習Ⅰ		2	
		教育実習Ⅱ		2	
教育実習Ⅲ			2		
教育実習Ⅳ			4		
特別支援教育実習（事前事後指導を含む）			3		
保育実習Ⅰ			4		
保育実習指導Ⅰ－Ⅰ			1		
保育実習指導Ⅰ－Ⅱ			1		
保育実習Ⅱ			2		
保育実習指導Ⅱ		1			
保育実習Ⅲ		2			
保育実習指導Ⅲ		1			
保育実習Ⅳ		2			
介護体験		1			
教育専門科目に関する	基礎演習Ⅰ		1		
	基礎演習Ⅱ		1		
	演習Ⅰ		1		
	演習Ⅱ		1		
	演習Ⅲ		1		
	演習Ⅳ		1		
	卒業論文		4		
卒業要件単位数 124 単位以上 (内訳) ・全学共通科目 『教養科目』『基礎科目』『数理データサイエンス科目』『コミュニケーション科目』『健康とスポーツ科目』から 32 単位以上 (うち、「香川学」2 単位、「数理データサイエンスと未来」2 単位、『コミュニケーション科目』の「英語Ⅰ～Ⅳ」「プラクティカル・イングリッシュⅠ～Ⅳ」「フランス語Ⅰ～Ⅳ」「中国語Ⅰ～Ⅳ」「日本語Ⅰ～Ⅳ」の1 外国語(母国語を除く)から4 単位以上) ・専門科目 必修科目を含め、9 2 単位以上 (うち、「子育て支援に関する基礎科目」から7 単位以上、「子どもの心の育ちを支える科目」から8 単位以上、「子どもの体の育ちを支える科目」から6 単位以上、「子どもの知性の発達を促す科目」から8 単位以上、「特別な支援を必要とする子育てを支えるための科目」から6 単位以上、「子どもの音楽教育に関する科目」から4 単位以上)					

別表Ⅱ

検定料及び入学金

区 分	検 定 料	入 学 金
経 営 学 部	30,000 円	240,000 円
発 達 科 学 部	30,000	240,000
研 究 生	15,000	100,000
科 目 等 履 修 生	8,000	20,000

- (注) 1 本学の入学者選抜における大学入試センター試験を利用する場合の「検定料」については15,000円とする。
 2 科目等履修生のうち社会人については、検定料を全額免除、入学金を半額免除とする。

別表Ⅲ

学 納 金

区 分	授 業 料 (年 額)	施設設備維持費 (年 額)	教育充実費 (年 額)
経 営 学 部	600,000 円	250,000 円	100,000 円
発 達 科 学 部	600,000	250,000	100,000
研 究 生	(月額) 30,000		
科 目 等 履 修 生	(1単位につき) 10,000		
長 期 履 修 学 生	学納金年額×標準修業年限(4年)÷長期履修許可年限		

- (注) 1 科目等履修生のうち社会人については、授業料を半額免除とする。